

養 殖 瓦 版

平成18年2月14日発行
(第5号)

発 行：千葉県水産総合研究センター・生産技術研究室
〒295-0024 千葉県安房郡千倉町平磯 2492
phone：0470-43-1111 fax：0470-43-1114

「水産用医薬品の使用について」第19報について

この度、農林水産省から「水産用医薬品の使用について」第19報が発行されました。このパンフレットについては、第18報から6点の変更点がありますので、変更内容を簡単にご説明します。

○未承認医薬品の使用の禁止の対象が「食用に供するために養殖されている全ての水産動物」となりました。⇒薬事法の改正に伴い、平成15年7月30日から未承認医薬品の使用が禁止されていましたが、ただし、「卵・稚仔（1グラム未満のもの）」については、陸上の種苗生産施設で管理・育成されているものに限り、平成17年7月31日まで適用しない」といった猶予期間が設けられていたことが、この猶予が満了したことに伴うものです。

○使用基準に違反した場合等の罰則が強化されました。⇒違反した場合の罰則は、これまで「3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金」であったものが、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金」と強化されました。

○ブロナポールを有効成分とする消毒剤が新規追加されました。⇒この医薬品は、にしん目魚類卵のミズカビ抑制目的の消毒剤（商品名：パイセス）です。

○1g～3.4gのぶりに使用できるビブリオ病不活化ワクチンが新規追加されました。⇒このワクチンは、商品名「ノルバックス ビブリオ mono」で、体重1.0g～3.4gのぶりを対象とした浸漬ワクチンです。

○ひらめのβ溶血性レンサ球菌症不活化ワクチンが新規追加されました。⇒このワクチンは、商品名「Mバックイニエ（川崎三鷹製薬(株))」で、体重約30g～約300gのひらめを対象とした注射ワクチンです。

○ぶりイリドウイルス感染症、ビブリオ病及びα溶血性レンサ球菌症不活化ワクチンの対象魚種がぶり属魚類に拡大されました。⇒このワクチンは、商品名「ピシバック 注 3 混（共立製薬(株))」で、体重約10g～約860gのぶり属魚類を対象とした注射ワクチンです。

※なお、ワクチンの使用に当たっては、指導機関の指導が必要となりますので、事前に当研究室までご連絡してください。

医薬品は、添付文書等を確認の上、記載されている用法・用量、使用上の注意及び休薬期間に従って、適正に使用するようお願いします。

ご不明な点がございましたら、生産技術研究室までお問い合わせください。